

大阪医科大学 利益相反ポリシー

(令和3年4月1日制定)

1. 目的

大阪医科大学（以下、「本学」という。）は、医学・薬学・看護学といった医療系分野における教育・研究・医療活動を推進し、優れた人材を輩出すると共に、高い教養と健全なる良識、また優秀なる技能とを兼ね備え、広く社会に貢献し得る真の医療人を育成することを使命とし貢献してきた。

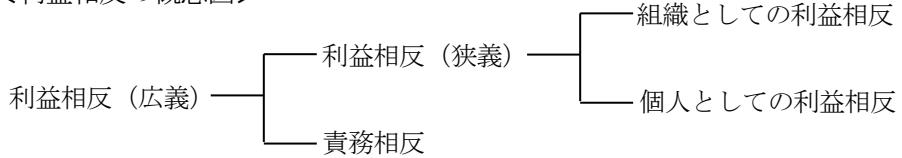
近年、大学のもう一つの使命である社会貢献の重要性が認識されるなか、本学はその一環として、多岐にわたる産学官連携活動を積極的に推進している。産学官連携活動を進める上で、本学や教職員等が特定の企業等から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し責務を負うことが容易に想定される。この際、企業等との関係で有する利益や責務が本学における利益や責務と相反する状況が生じ得る。

このような利益相反や責務相反が深刻な事態に陥ることを未然に防止するとともに、社会へ説明責任を果たす目的で、「大阪医科大学 利益相反ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を定める。

2. 定義

このポリシーにおいて、利益相反については次の通り定義する。

＜利益相反の概念図＞



(1) 利益相反（広義）

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方の概念をいう。

(2) 利益相反（狭義）

職員等又は本学が社会連携活動に伴って得る利益と、教育・研究という本学における責任が相反している状態であり、「組織としての利益相反」と「個人としての利益相反」からなる。

(3) 組織としての利益相反

本学が組織として得る利益と本学の社会的責任が相反している状態をいう。

(4) 個人としての利益相反

職員等個人が得る利益と職員等個人の本学における責任が相反している状態をいう。

(5) 責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、かつ、本学における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が相反している状態をいう。

3. 基本的考え方

- (1) 本学は、社会貢献という使命に鑑み、職員等の産学官連携活動を積極的に推進する。
- (2) 本学は、産学官連携活動の過程で生じうる利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。
- (3) 本学は、職員等からの申告に基づき、第三者が利益相反の疑念を抱くおそれのあるものについては、適切な助言及び指導等により、その解消を図る。
- (4) 本学における利益相反マネジメントは、職員等の自主性を最大限に尊重するとともに、本学の社会的信頼の確保と職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。

4. 対象

本ポリシーの対象である職員等とは、本学に雇用されている教員及び職員、並びに産学官連携活動に参加する学生（大学院生を含む。）で、かつ職務発明等について契約されている者等とする。

5. 利益相反マネジメント体制

本学は、利益相反マネジメントに関する具体的な事項を規定するため、「大阪医科大学 利益相反マネジメント規程」（以下、「規程」という。）を定めるとともに、利益相反マネジメントにかかる本ポリシー、規程等の具体的な事項に関する審議等を行うため、利益相反マネジメント体制を構築する。

6. 判断基準

産学官連携活動の過程で生じ得る利益相反の状態が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、教育・研究・医療活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを基本的な判断基準とする。

7. 情報開示

本学は、利益相反に関する情報を個人情報の保護に配慮しつつ必要な範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

以上